

平成21年(ワ)第745号 地位確認等請求事件

原告： 久木野憲司

被告： 長崎県公立大学法人

原告第7準備書面

平成22年11月12日

長崎地方裁判所 民事部2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 木 佐 茂 男

同 北 爪 宏 明

記

第1 平成22年10月18日付被告準備書面(5)に対する反論

1 上記準備書面第1について

原告は、署名・押印又は記名・押印のある正式な議事録の原本の提出を求めているのである。乙7がそれに該当しないことは明らかである。

したがって、平成22年9月15日付文書提出命令申立書第1記載のとおり、文書提出命令を求める。

2 上記準備書面第2及び同第4について

かかる録音媒体の提出が極めて遅くなった合理的理由の説明を求めるとともに、平成22年9月15日付文書提出命令申立書第3記載のとおり、いまだ提出されない「平成21年度第12回教育研究評議会」の録音媒体の提出を求める。

3 上記準備書面第3について

原告は、署名・押印又は記名・押印のある正式な「平成21年度第11回教育研究評議会」と「平成21年度第12回教育研究評議会」の議事録原本の提出を求めているのである。乙10、12及び乙43の反訳書様の書面がそれに該当しないことは明らかである。

※乙43がCDと「第11回教育研究評議会（反訳）」と題する書面と2つあるので、以下、CDを乙43（CD）、上記書面を乙43（書面）と表記する。

乙44 — したがって、平成22年9月15日付文書提出命令申立書第3記載のとおり、文書提出命令を求める。

4 上記準備書面第4について

これにより、原告のみに対し、調査がなされたことが明確になった。また、原告に対する調査の発端等の経緯は後付の理由に過ぎず、平等原則違反に関する原告の主張に対する反論にはなっていない。

第2 被告より新たに提出された証拠について

乙44 —

1 調査委員会がただ一度だけ行った原告に対する事情聴取（乙43（CD））

(1) 被告より提出された録音媒体を聞けば明らかなように、本件の懲戒処分の対象となっている各日時を示した上での具体的な質問は一切なされていない。話題の中心は、バイオラボ社事業立ち上げ時の経緯や奥氏と原告の共通の知人・学生のこと等の雑談であり、調査委員会の役割であるはずの事情聴取とはおよそ程遠いものである。

(2) 被告が懲戒処分の理由としている核心部分、本件における重要なキーワードである勤務の「振替」という言葉が委員の誰からも発せられていない。

(3) 本件で極めて重要な大学業務かバイオラボ社の業務かという点について、原告は厳格に区別することが難しい旨答えているが、この点について委員のどれも具体的にいかなる業務に関して区別できなかったのかとその対象さえ聞き取りを行っていない。こういった点は、教員の委員であれば（■氏は区別の難しさを認める発言をしている。）、具体的に判断可能な部分もあろうはずなのに、あえて具体的な質問を行っていないのである。具体的な質問をしなければ、結

論が出せるはずもないのに、質問をしないのは、調査委員会が形ばかりのもので、初めから調査委員会としての結論が決まっていたからに他ならない、または委員自身が何をするための委員会ないし委員であるかを認識していなかったからに他ならない。

- (4) 被告は、この事情聴取が適法になされたものであると主張しているが、■氏の話し方、言葉遣い等形式的な点だけを見てもおよそまともな手続とは考えられない。原告が、丁寧に敬語で答えているにも拘わらず、■氏の話し方はいわゆるタメ口であり、調査を受けている者にとっては、これがまともな手続であると主張されると、自己を愚弄されるに等しい扱いである。
- (5) 被告大学事務局とりわけ百岳氏の発言は、自己に都合の良いように原告の発言を歪曲して言い換えている点が多々見られる。最後に原告が発言しようとしているところを、強引に「ありがとうございました」と打ち切っている点、一方的な制限時間を設けている点などは、中身がなくても事情聴取を行ったという客観的な外形のみ作っておけば問題ないという認識の表れである。
- (6) 弁護士の同席や原告からの質問書等に関して被告に都合の悪い原告の発言に対して、他の教員委員に聞かせないように、百岳氏と■氏は慌てて口を挟んで遮っている。結論が先にあるがゆえに、まっとうな議論となることを避けた対応としか考えられない。
- (7) 被告が提出していた反訳様の乙7との齟齬については、甲260の対照表赤字のとおりである。アンダーラインを付したものについては被告に都合が悪いがために編集・割愛されたものと考えられる。今回提出された実際の録音と比較すると、乙7は、話し方や言葉遣いの印象を大きく変えるように事細かく編集されていたことが明らかになった。

乙44

- (8) ~~乙43 (CD)~~には、北爪弁護士との調査手続開始前の録音部分が含まれている。北爪弁護士とのやりとりまでを含めて「議事録」ということは通常あり得ない。議事録は、出席者、一定の責任者、事務局等の署名（または記名）・押印があるものである。調査手続自体は、録音機をテーブルの上なり横において行うのが通常であるが、北爪弁護士とのやりとりまで入っていることを考えると、不正規録音と正式な委員会議事の録音とが混在しており、会議前のやりとりまで録音されているとすれば、北爪弁護士とのやりとりの前の部分（事情

聴取開始直前の準備段階の議論)、原告退席後の審議の内容(本件においては実質的な審議がなされたのかを判断する上でこの部分は極めて重要である。)も録音されたものが提出されるべきである。これは、被告により恣意的に割愛・編集された単なる当日の一定時間までの録音に過ぎない。この録音媒体(乙43(CD))や反訳書なるもの(乙7)をもって「議事録」と称することはできない。乙44

乙45

2 教育研究評議会での弁明手続(乙44)

- (1) 原告の弁明手続の直前に、副学長は次のような発言をしている(乙43 p 2)。

「○ 副学長 今、久木野君の代理人である木佐弁護士がそこに来ているみたいなんですけども、この評議会は第三者的な者を入れる予定はないわけで、今、局長がそういうことでお断りしているようなので。

最終的には理事長で、法人として処分が出たときの不服申し立ての段階で代理人がいろいろ意見を言うことになろうと思いますが、本日のこの弁明には、特に代理人の出席をお願いする必要は全くないわけですし、そういった意味で、お断りしているということ。」

- (2) 原告の弁明手続の直前に、副学長は同席する各委員に次のような注意を与えて念を押している(乙44及び甲261 p 2) 乙45

「学長からお話がありましたように、特に、「あの、こういうことはどうですか」というような質問は特にしないように」

また、原告は弁明の頭書で次のように発言し、また、そのことについては原告が居る時も原告が退席した後も修正する発言など誰からもなかった(乙43(書面) p 2)。

「弁明というのは何を弁明するんですかと、項目自体、何を言わないといけないのと、項目で挙げてほしい旨、ちょっと話をしたんですけど、特にないということ。」

- (3) 原告の弁明手続の直後に、副学長は次のような発言をしている(乙43(書面) p 7)。

「いいえ、もうあんまり、弁明は今日、それに対して評議会の中にもう一回

来てどうこうということは考えていないんですよ。あとはもう最終的な法人としての処分が出たというのを不服申し立てで、それは法廷で弁護士を入れた形で不服申し立てをすることになるだろうと思いますけどね。—そういうことですね。」

- (4) 上記(3)の発言から、①原告の代理人木佐弁護士が弁明手続に出席した場合、色々と意見を言うであろうこと、②上記①の意見が原告の発言とは違ったものであること、③懲戒処分をするという前提が先に決まっていた形式的に弁明手続を行っていること、④弁明手続の内容を議論するまでもなく懲戒をするという結論が決まっていること、⑤被告内部の不服申し立てをしても認めず（後述のようにそもそも認識に欠ける）、訴訟によらなければ被告としては内容を再度検討する意思がないことが分かる。

これらの発言に対し、委員が何ら異議を述べていないことからすると、平成21年9月10日11時以前に既に被告として、原告を懲戒処分にするという結論が委員の共通認識であったことを裏付けている。

また、この■氏副学長の発言と、他の委員ことに百岳事務局長からの訂正発言もないことからすると、被告法人が懲戒処分を行った場合に、不服申立てが裁判所に対して行われる、法廷でのみ、被処分者（原告）が自らの言い分を述べる手続になっている、と認識しているものと理解される。このことは、懲戒処分後に被告法人内部で不服申立手続があることについて完全に認識していないことを顕著に示すものであり、**およそ本件のような重大な懲戒処分手続を行うに当たって、自らが行っている処分事前手続の意味を含めて、法的意味を理解していないことを自白するものであり、懲戒処分の任に当たる者の事前の法的学習がなんら行われていなかったことを示している。ある種の「形」だけ整えておけば処分は適法に行ったことになるというお役所的な杜撰な発想による処分であった。**

- (5) 弁明手続に当たって、弁明前に弁明書を委員が読んでいなかったことは録音上明らかとなった（甲261p10、11）。そもそも、何について弁明すべきか分からない原告（被懲戒予定者）に対して、事前に提出された弁明書を読んでいなければ、口頭の弁明により述べられたこととの一致、齟齬矛盾などが判断できるはずがない。

また、■氏は、下記のような発言をしており、原告の弁明が懲戒処分の対象となる事実とズレていることを明確に認識していたにも拘わらず、意図的に原告に適切な弁明をする機会を与えるための発言をしなかった。

「今、本人からの説明は、立ち上げの時から、どういういきさつでやったかと、そういう説明であって、この何というんですか、兼業従事許可違反というのは、本人はあまり意識がないという感じでの説明ではなかったかと思えますけれども…」(甲261p10)

- (6) 平成21年9月7日付けの弁明手続への出席を求める「通知書」(甲94)において、「貴殿には、長崎県公立大学法人職員就業規則(平成17年規則第5号)第46条に規定する懲戒の事由が存在すると思料されます。」と述べるだけで、これに添付された同日付けの「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」においては、以下のような記載がある。

従事予定期間 平成15年10月17日～平成20年11月30日

「このように久木野教授は、本学の勤務時間内にバイオラボ業務に従事していたにもかかわらず、勤務時間の振替手続を行っておらず、このことは、兼業従事許可に違反し、また当該日あるいは当該時間は、無断欠勤していたと言わざるを得ない。」

この期間において「勤務時間の振替」を命ずる「兼業許可」があったかどうかは問題であり、少なくとも当初の2年間程度は「振替」を求める証拠資料は一切提出されていない。この最重要な論点について、弁明の機会に弁明者は防禦を行うことは不可能であった。こうした事情のもとで、被告は、弁明手続に関し、午前中の弁明の録音媒体は提出しながら、その後の教育研究評議会の録音媒体をことさらに提出していないことは、自らが正当な手続において懲戒処分の結論を導いたことを立証できなかったことを物語るものである。

また、原告は、上記のメモ書き程度の情報をもとにして、何について弁明すべきかする分からないまま強要されて出席している。一方、委員は原告の弁明書を事前に読んではいなかったし、処分理由となった理事長の職務命令なる文書などの資料すら読んでいなかった状況が録音上明らかとなった。そのような状況で行われている弁明手続において、さらになお、教育研究評議

会の委員は、弁明の真偽を確かめるための質問すら禁じられているのである。
形式的に弁明の機会を与えること以外にどのような目的があつての評議会であると言えるであろうか。

以上